

8-1 政治的権利の概要 <基礎編>

国民の政治参加はどのように保障されているのだろうか？

参政権と請求権

既に学習したように、民主政治においては市民が主権者（主人）であり、政府や公務員は市民の権利を守るために税金を使って雇っている従業員のような存在である。それゆえ民主政治は市民の意見に基づいて行われなければならない、市民が政治に参加するのは当然のことである。

間接民主制をとる多くの国では、まず市民の世論が政治に大きな影響力をもっている。例えば世論調査で特定の政策が不人気であれば、それは内閣支持率の低下につながり、やがてその内閣を組織している政党の支持率にも悪影響を及ぼす。そのため内閣や政権政党（与党）【①】は、問題になっている政策を考え直す必要に迫られる。また選挙によって与党が敗北し野党が多数の議員を当選させたときは、政権が交代することもある。

憲法は、このように市民が政治に参加することを権利として保障している。このうち積極的に政府に働きかける諸権利をまとめて「参政権」と呼び、選挙権のほか、最高裁判所裁判官の国民審査権、地方特別法の制定同意権、憲法改正の国民投票権、政府に対して要求を提出できる請願権がある。また権利が侵害された場合に政府に対応を求める諸権利を「請求権」と呼び、裁判を受ける権利や、公務員の不法な行為によって損害を受けた場合に国や地方公共団体に対して損害賠償を求める権利がある。

このように、参政権や請求権は、国民が政府を監督する権利、いいかえれば政府を国民に忠実に奉仕させるための権利であり、それゆえ国民の人権を守るための権利、すなわち政府が国民の利益を侵害する場合に国民が政府に対して抵抗するための権利ともなりうる権利である。

①政党は、政治に関して同じ意見をもつ者の集まりで、政権の獲得をめざして活動する団体である。

「与党」とは「政権に参与している政党（内閣を組織している政党）」の意味であり、逆に政権を担っていない政党を「野党」と呼ぶ。

コメント [T11]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p132

国民の政治参加のありかたと、それに対応する権利

政治に対して意見を言う（世論の形成）	表現の自由
政治に直接参加する・・・参政権	選挙に参加する・・・選挙権・被選挙権
	最高裁判事を審査する・・・最高裁判所の国民審査権
	地方特別法に同意する・・・地方特別法の制定同意権
	憲法改正を判断する・・・憲法改正の国民投票権
	要求を直接提出する・・・請願権
政府に対応を求める・・・請求権	裁判を受ける・・・裁判を受ける権利
	政府に賠償を求める・・・国家賠償請求権

8-1 政治的権利の概要 <標準編>

世論形成とマスメディア

世論の担い手は市民であるが、世論はマスメディア

【①】の報道によって大きな影響を受ける【②】。

例えば、しばしば報道される問題は「重要な問題」として市民に伝わるゆえ、マスメディアが何をどれくらい報道するかによって市民の意識が大きく左右される。またマスメディアの解説や議論は、そうした出来事を「どう読むか（考えるか）」という点で市民が自分の意見をもつ際に参考となる。しかし他方、マスメディアが商業主義や**視聴率競争**に陥りすぎて、問題の一面をセンセーショナルに（面白おかしく）扱ったり、難しい問題や深刻な話題を避けたり単純化したりすることが起こりやすい。また権力や財力をもつ者がマスメディアに働きかけて不都合な情報を知らせないようにさせる場合もある。

私たちの周囲には電波や印刷物で多くの情報が飛び交っているが、私たちはこれらをすべて鵜呑みにするのではなく、批判的に取捨選択していかなければならない。現代のマスメディアは、世界的な規模で活動する**グローバル・メディア**になった。日本の報道を外国の報道と比べてみるなどして、世界の動向や日本のおかれている状況を冷静に見ていく努力がますます大切になっている。

利益集団と政治参加

選挙が地域単位での代表者の選出であるのに対して、

利益集団（圧力団体）は地域を越えて自らの主張を政治に反映させようとする集団である。日本では利益集

団は官庁と密接な関係にあることが多く、この二者に政治家（いわゆる**族議員**）が加わって政・官・財の「鉄の三角関係」が作られてきた。利益集団は日常的にしかもはっきりとした利害に基づいて行動するためその影響力は大きい。が、集団に属さない人々の利益が無視されやすいことや、さらには政治腐敗の温床になりやすいといった問題が指摘されている。

政治に参加する集団はこうした特定の集団の利益を追求するものだけではない。消費者保護運動や環境保護運動といったより広い人々の利害関心に訴える集団もある。日本でも特定非営利活動促進法（いわゆる**NPO法**）が成立し、今後はさまざまな市民運動やボランティア団体といった**非営利組織**（**NPO**）が政治への参加の通路として大きな役割を果たすものと予想される。

①「マスコミ」は、「マス・コミュニケーション（大衆伝達）」の略語である。

新聞・雑誌・テレビ・ラジオなど、マスコミの媒体をさすときは「マスメディア」というのが正しい。

②マスコミは、そのもつ影響力の大きさゆえに、立法・司法・行政に次ぐ第4の権力と呼ばれることがある。

コメント [n1]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p133

政治資金の問題

政治資金とは政治家や政党が政治活動のために集め、支出する資金のことである。健全な民主政治を行うためには、政治家や政党が不正な方法で金を集めたり、

また不正な目的のために金を使うことがないようにする必要がある。【③】

そこで**政治資金規正法**は、政治家個人が政治献金を受ける行為を原則禁止しており（実際には政治家個人は**個人献金**だけを受ける資金管理団体をもつことができる）、政治資金は各政党が企業や個人から現金納入やパーティー券購入などの方法によって資金を集めることになっている。

不正な資金の流れを防止するため、政治家や政党は政治資金の収支報告を提出することが義務付けられており、年間5万円以上の献金については献金者の氏名も公表される。しかし規制の網をかいくぐって不正な資金の収支をしている事例がときどき発見され、問題となっている。【④】

1994年に成立した**政党助成法**は、5人以上の国会議員もしくは2%以上の得票をもつ政党に、国庫から**政党交付金**を給付することを定めている。しかし国庫から資金が交付されること自体を問題視する意見もある【⑤】。

その他、そもそも政治資金が政策研究のために正しく有効に使われていないとか、政治に資金がかかりすぎるという問題点が指摘されている。

「天下り」と「渡り」

中央省庁の幹部職員の世界には、順調に昇進できなくなった職員は定年退職を待たずに省務に係る民間企業の重役ポストに転職（再就職）するという慣行

があり、「**天下り**」と呼ばれている。また天下った先の企業から再び別の関連企業に移るたびに高額な退職金を得ている例もある（「**渡り**」と呼ばれる）。このような慣行は、政府と関連企業との癒着の温床になるだけでなく、「政府高官の地位を利用して私腹を肥やすものだ」といった批判も根強いので、すみやかに廃止されることが望ましい。【⑥】

国民の政治意識

日本では「政治にそもそも関心がない」という人々が少なくなく、**政治的無関心層**と呼ばれている。また政治に多少関心はあっても支持政党をもたない人々（**政党支持なし層**）も増えており、選挙の**投票率の低下**が目立っている。

国民の政治意識が低下するということは、政治に限られた人々にとって都合よく進められてしまう危険が増すということである。特に、社会的に弱い立場におかれている人々（貧しい人々、高齢者、女性など）が政治に無関心になったり支持政党をもたなくなってしまうと、自分たちの暮らしを改善するよう求める声が政府に届かず、政治に生かされなくなって、結局いつまでも弱い立場に置かれ続けることになりかねない。

③昨今、**企業献金**の是非が大きな問題になっている。選挙権をもたない企業が金で政治を動かすことになる危険があるためである。

④最近では、賃料がかからない議員会館や自宅を事務所として利用しながら、「事務所費」として数千万円の支出を計上していた松岡農林水産大臣や赤城農林水産大臣の事件がある。

⑤日本共産党はこの立場から政党交付金を受け取っていない。また政党交付金を受け取っている政党はその使途を政府に報告する義務があるが、「詳しい使途が不明になっている」と批判する意見もある。

⑥政府は2008年に再就職の斡旋を一括して行う**官民人材交流センター**を設置したが、「渡り」はそもそも対象外で、「天下り」そのものの廃止にも至っていない。

2009年2月に麻生首相は「今後は天下りと渡りを禁止にする」と国会で明言したが、禁止にするための具体的な方法（担保）は明らかにされていない。

8-2 参政権と、関連の問題 <基礎編>

国民の政治参加にはどのような問題があるのだろうか？

選挙権と選挙制度

憲法は「公務員を選定し、及びこれを^{ひめん}罷免することは国民固有の権利である」と定めており、これに基づいて**公職選挙法**が制定されていて、20歳以上の日本国民（有権者）は、国会議員、地方公共団体の議会の議員と**首長**（都道府県知事・市町村長）の**普通選挙**【①】に参加し、全員等しく1票を（**平等選挙**）、中身を知られることなく（**秘密選挙**）、投票できる【②】。

議員の選挙制度は、候補者個人に投票するものと政党に投票するものの2種類に大別される。前者には、一つの選挙区から一人の議員を選出する**小選挙区制**と、二人以上の議員を選出する**大選挙区制**とがある。結果的に落選した候補者に投じられた票を**死票**と呼ぶが、小選挙区制は多数派が議席を獲得しやすい反面、多くの死票を生み出す【③】。この欠点を改良したのが大選挙区制である【④】。これら2つの制度に対して、政党に投票し各政党の得票に応じて議席を分配する**比例代表制**は、少数派も議席を獲得しやすいため死票が少なくできるが、小党が乱立しやすいという傾向がある。現在、国会議員は上記3つの制度の組み合わせで実施されている。また地方公共団体の議会議員は主として大選挙区制で実施されている。なお首長の選挙は、小選挙区制で選挙しているのと同じことである。

選挙が公正に行われるためには、選挙区ごとの有権者の数と、その選挙区から選出される議員数（定数）の比率は、すべての選挙区で同じでなければならない。しかし、特に現在の国会議員の選挙においては、農村地域と都市地域との間でこの比率が大きく異なっている。これを「**一票の格差**」の問題という。

最高裁判事 国民審査権

裁判所は**違憲法令審査権**をもつゆえに「**憲法の番人**」と言われることがある。裁判所がきちんと憲法と国民の権利を守るような裁判をしなくなったら、民主政治は大きく崩れてしまう。最高裁判所の裁判官の国民審査は、裁判官の就任後と以後10年ごとに、衆議院議員総選挙の際に一緒に実施されている。

憲法改正の 国民投票

憲法の改正をするためには、国会の衆議院・参議院それぞれで3分の2以上の賛成に加えて、国民の過半数の賛成が必要である。この**国民投票**の手続きを定めた法律が2007年に整えられたが、内容については強い批判がある。

①「普通選挙」とは、一定の年齢に達した者すべてに選挙権が与えられている選挙のことである。

ちなみに戦前は制限選挙で、女性には選挙権が与えられていなかった。また1925年までは男性でも高額納税者にしか選挙権がなかった。

②なお被選挙権は、20歳以上ではない。

衆議院議員・都道府県議会議員・市町村長・市町村議会議員は25歳以上、参議院議員・都道府県知事は30歳以上でなければ立候補できない。

また内閣総理大臣（首相）は国会の指名によって選出され、国民が直接選挙するのではない。

③仮に、最得多票者（当選者）の得票が全投票数の過半数に達しない場合は、その選挙区の過半数の有権者の投票が死票となっている（過半数の有権者の意見が議会に反映されていない）ことになる。

④小選挙区制の欠点を補う方法としては、他に上位2名の候補者だけで決戦投票をする方法もあるが、日本では採用されていない。

8-2 参政権と、関連の問題 <標準編>

国会議員の 選挙制度

衆議院議員選挙では長いあいだ大選挙区制（当時は「中選挙区制」と呼ばれていた）を採用していたが、1994年に小選挙区制と比例代表制【①】とを組み合わせた小選挙区比例代表並立制が導入された。

衆議院議員（480名）は、全国300の小選挙区での選挙と、全国を11に分けたブロックごとに実施される比例代表制の選挙によって選ばれる。候補者は小選挙区制と比例代表制の両方に同時に立候補できる（重複立候補制度）。比例代表制は「拘束名簿式」と呼ばれる方式で実施される。この方式は、あらかじめ各政党が当選順位を定めた候補者リストを発表しておき、開票後の計算で分配された当選枠数の員数だけ上位から順に当選させるものである。衆議院議員選挙においては、小選挙区制か比例代表制のどちらかで落選した重複立候補者が、他方では当選【②】できる可能性がある。

一方、参議院議員（242名）は、都道府県を単位とする選挙区（146名）と、全国共通の比例代表制で選挙されるが、選挙区制と比例代表制に重複して立候補することはできない。各選挙区には最低でも2名の議員が定数配分されているが、半数ずつ改選されるため実際には小選挙区と同じになっている選挙区がある（「1人区＝いちにんく」）。また比例代表制は「非拘束名簿式」と呼ばれる方式で、各政党は当選順位を定めずに候補者リストを発表しておき、有権者は政党名か特定の候補者名を記入して投票する。開票後、政党名と候補者名の記入された票の合計数をもとに政党ごとの当選枠数を計算し分配したのち、候補者名が記入された票数の多い順に候補者リストから当選させる。このため多くの政党が候補者リストにスポーツ選手や芸能人などの著名人を加えて、より多くの当選枠数を確保しようとする事が多くなっており、問題視する意見もある。

なお、地方議会（都道府県議会と市町村議会）の議員は、中選挙区制を採用している場合が多い。

一票の格差

公正な選挙を実現するためには、選挙制度のみならず、議員定数を選挙区の人口に比例して配分することが必要となる。人口の少ない選挙区から多数の議員が選挙されると、人口の多い選挙区の有権者の意思が十分に議会に届かなくなるからである。理論的には、一票の格差（有権者数を議員定数で割った値）には、2倍以上の開きがあってはならないのである。

①各政党の得票に応じて議席を配分する方法は複数あるが、日本ではドント式と呼ばれる計算法が採用されている。

これは各政党の得票数を整数で割った値が大きい順に当選者を割り当てていく方法である。

（計算例：定員6）

	A党	B党	C党
得票	12	8	4
÷1	⑫	⑧	④
÷2	⑥	④	2
÷3	④	2	1
÷4	3	2	1
当選	3人	2人	1人

②小選挙区で落選した候補者が比例代表で当選すると「復活当選」と呼ばれる場合があるが、「復活」したように見えるのは、先に小選挙区の開票を行い、次に比例代表の開票を行うための錯覚であって、選挙制度の欠陥ではない。

現在の国会議員の定数配分（各選挙区に配分される議員の人数）の基礎は、戦後まもない時期の人口に基づいて決められた。しかし高度経済成長期に農村地域から都市地域への著しい人口流動があり農村の過疎化と都市の過密化が進行したため、定数配分に不均衡が生じるようになった。

1960年代以後、定数不均衡のために不利になっている都市部の有権者が、定数不均衡のままで選挙が実施されたことは「**法の下の平等**」に反するとして、選挙を無効とするよう訴える裁判を相次いで起こした。この裁判で選挙を無効にすることは認められなかったものの、最高裁判所は、衆議院については約**3倍**、参議院については約**6倍**を超える状態で実施された場合には「**違憲状態**にある」ことを認定した。これらの判決をうけて、議員定数配分の若干の変更が行われたが、議員定数配分を大きく変えると、国会議員みずからが職を失う危険が付きまとうため容易には進んでいない。

最高裁判所の国民審査

最高裁判所裁判官の国民審査は、衆議院議員総選挙の際に、対象となる裁判官について実施される。専用の投票用紙には審査を受ける最高裁判所裁判官の氏名が記載されていて、「やめさせるべきだ」と思う裁判官に○印をつけて投票する。○印が投票総数の多数を占めた場合には罷免されることになっているが、これまで多数の○印がついて罷免された裁判官はいない。しかし実際には「多くの国民がやめさせるべきかどうか判断できないまま投票している」とも言われており、制度を改めるべきだという意見がある。

憲法改正の国民投票

2007年に成立した**憲法改正手続き法（国民投票法）**は成立後3年を経過する2010年5月から施行される。有権者は20歳（施行時に18歳成人が実現している場合は18歳）の国民である。

成立した国民投票法では、**有効投票数の過半数**の賛成があれば憲法96条に定められている「国民の過半数の賛成」が得られたことになるため、「実際には有権者総数の20%程度の賛成でも憲法改正が成立しうる」という予想がある。実質的な意味で「国民の過半数」の賛成を確保するために、「投票率が低いときには国民投票そのものを無効にするしくみを導入すべきだ」という意見もある。

また国民投票法では、憲法99条で**憲法尊重擁護の義務**が課せられている公務員や教員には、国民投票運動期間において憲法改正に関する意見を表明してはならないという制約が課せられているため、**表現の自由**との関係からこの制約を批判する意見も根強い。

8-3 参政権・請求権と、関連の問題 <基礎編>

国民の政治参加にはどのような問題があるのだろうか？

請願権

国民が政府に対して直接に要望を届けることができる権利を「**請願権**」という。古今東西、政治権力者（政府）は民衆から意見を言われることを嫌い、政策に対する直接的な訴えは禁じられる場合が多かった。この傾向は日本でも同様であり、江戸幕府第8代将軍が実施した「目安箱」のような例外はあっても、基本的に「お上（おかみ）に対して物申す」ことはできなかった。

これに対して日本国憲法（第16条）は、「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止、又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有」するとし、その具体的手続きが**請願法**によって定められている。これに基づいて、国民は誰でも自分の意見や要望を文書にして請願事項を所管する官公署に提出することができ【①】、官公署はその請願を受理し誠実に処理する義務を負う。さらに請願をした国民は、官公署の対応に不満があるときは**行政不服審査**（審査請求・異議申し立て）および裁判（**訴訟**）を起して対処を求めることができる【②】。

①天皇に対する請願は内閣に提出する。

②請願をしたことを理由に不利益を受けることはない。

裁判を受ける権利

裁判は、個々の具体的な事件に即して法律を公正に適用するよう求める手続きである。行政機関が、みずから都合が良いように法律を解釈して国民に適用することがあつては、国民の利益が損なわれてしまう。それゆえ「公開の法廷」で（憲法82条）、公正な「裁判を受ける」（憲法32条）ことは国民の権利なのである。

刑事裁判以外の裁判を**民事裁判**（**民事訴訟**）といい、市民相互間の争い【③】を審理する裁判（狭い意味での民事訴訟）と、国や地方公共団体が当事者となる裁判（**行政訴訟**）に分けられる。裁判を進める手続きについて、狭い意味での民事訴訟は**民事訴訟法**が、また行政訴訟は**行政事件訴訟法**がそれぞれ定めている。

③裁判で争うことができるのは法律が関係するトラブル（法的紛争）である。

それゆえ、例えば宗教の教義が正しいかどうかをめぐる争いを裁判で解決することはできない。

トラブルが解決せず民事裁判を起して裁判所の判断を求めざるを得なくなったときは、いきなり裁判所に出向くのではなく、まず法律や訴訟手続きに詳しい専門家（弁護士など）に相談するのがよい。実際の法廷では、弁護士など法律専門家に代理人になってもらって争うことができるし【④】、当事者本人が直接法廷で争うこともできる（本人訴訟）。なお国が被告となる行政訴訟においては、検察官（訟務検事）が国の代理人となる。

④簡易裁判所の審理では司法書士の一部も代理人となることができる。

8-4 日本政治のしくみと現状① <基礎編>

日本の政治はどのように行われているのだろうか？

三権分立

日本国憲法は、他の近代国家と同様に、政府が巨大化して国民の人権を侵害しないように、政治権力を立法権・行政権・司法権に分割して、議会・行政機関・裁判所に分与させ、相互に抑制するしくみ（**三権分立**）を取り入れている。

国会

日本の民主政治の中心をなす議会が**国会**であり、国を動かすルールである法律をつくる重要な機能を担う。国会は「**国権の最高機関**であって、国の唯一の立法機関である」という憲法の規定は、国会が主権者である国民の意思を代表する機関であることに由来している。

立法は国会の最も大切な権限であり、すべての法律は国会で議決されなければならない。また条約の締結にも国会の承認が必要である。予算も国会によって承認されなければならない。国会は税制をはじめ財政活動全般にわたって最終的な決定権をもっている。これらのことは国の活動の基本方針が国会によって承認されなければならないことを意味している。

内閣

国会が定めた法律にもとづいて政策を実行するのが行政機関であり、その中心的な責任を担うのが**内閣**である。内閣は**内閣総理大臣**（首相）と、**国務大臣**によって構成される合議体であり、その下にある国の行政組織（省・庁など）を指揮監督する。また一定の条件の下で**命令**【①】を発することができる。

天皇

天皇は、日本国および日本国民統合の**象徴**で、**内閣の助言と承認**のもとに、国会の召集や首相・最高裁判所長官の任命、外国からの来賓の接受など、儀式的な行事の遂行（**国事行為**）のみを行う。皇位は**世襲**で、**男系の男子**のみが継承できる。天皇とその家族は「皇室」と呼ばれ、**皇室典範**という法律によって規制を受ける。また皇室財産の授受には国会の議決が必要である。

裁判所

裁判所は、具体的な事件に即して憲法や法律を解釈し適用することによって、国民の権利を保障し「法の支配」を実現する役割を果たす。これは憲法の番人・審判者の役割でもあるから裁判所と裁判官は議会や行政機関からも独立した存在でなければならない（**司法権の独立**）、すべての裁判所が**違憲法令審査権**をもち法律や命令が憲法に適合しているかどうかを審査できる【②】。

コメント [Tt1]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p124

①命令は、内閣が発する政令と、行政組織が発する省令とに大別される。

②最高裁判所は違憲法令審査を行う**終審裁判所**である。

8-4 日本政治のしくみと現状① <標準編>

国会の働き

国会は衆議院と参議院から成り、それぞれ国民によって直接選挙された国会議員（衆議院議員と参議院議員）によって構成される【①】。

国会は、毎年1回1月に召集される（通常国会）ほか、臨時にも召集される（臨時国会）。国会は、国会議員や内閣が提出した議案（法律案・予算案・条約締結案など）を審議する。議案はまず委員会に付され、ここで詳しく審議される。本会議では委員会の審議結果を追認するだけのことが多い。議案は3分の1以上（定足数）の議員の出席がある状態で、出席議員の過半数の賛成で可決され、両議院が可決したとき成立する。ただし両院の議決が異なる場合には、衆議院の優越が認められている。これら国会の会議は原則として公開されなければならない。

国会は、国権の最高機関として国政の全般について調査する権限（国政調査権）をもっており、証人を呼び出して質問したり（証人喚問）、記録の提出を求めることができる。

なお国会議員には、国民の利益のために存分に議会活動ができるようにするため、「国会の会期中は逮捕されない」（憲法 50 条）とか、「議院内の演説・討論・表決について院外で責任を問われない」（憲法 51 条）という特権が与えられている。

衆議院の優越

両院の結論が分かれたときに衆議院の議決を優先することを「衆議院の優越」という。

法律案の審議において両院の議決が異なるときは、参議院の議決後 60 日以内に衆議院で3分の2以上の賛成多数があるときは衆議院の議決が国会の議決となる。

また予算案の審議においては衆議院が先に審議を行う。そして両院の議決が異なるときは、衆議院の議決後 30 日以内に参議院が議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。予算案についてこのような規定がなされているのは、予算は原則として年度末までに成立している必要があるゆえ法律案よりも迅速に議決するためである。

このように衆議院の優越が認められている理由は、衆議院議員の任期が4年で任期途中で解散することがあるため、参議院よりも国民の意思を反映していると考えられるからである。しかし実際には参議院議員は3年毎に半数が改選されるので、衆議院が3年以上解散されない場合には、事実

①衆議院議員の任期は最大4年だが途中で解散したときは失職する。

参議院議員の任期は6年で、3年ごとに半数ずつ改選する。

上参議院のほうが国民の意思をより正確に反映していると考えられる場合がある。

内閣の働き

内閣総理大臣（首相）は、国会議員の中から国会の指名によって選出され、天皇によって任命される。そのあと国会議員や民間人の中から**国務大臣**（国家行政組織＝省庁の長となる場合が多い）を選び任命する。これを**組閣**という。

内閣は、憲法と法律を実施するために必要に応じて**命令**を発することができるが、法律で許される場合でなければ罰則を設けることはできない。

行政機関の中心は内閣であるが、行政機関の中には、人事院や公正取引委員会のように、公正性が求められるために内閣から独立している機関（**独立行政委員会**）も存在する。

内閣不信任

衆議院は、内閣を信任するかどうかの意思表示をすることができる。衆議院が**内閣不信任決議案**を可決したとき（又は信任決議案を否決したとき）は、内閣は**総辞職**（→直ちに国会が新しい首相を選ぶことになる）か、衆議院の**解散**か、どちらかを選ばなければならない。衆議院が解散されると衆議院議員の**総選挙**が実施され、選挙直後に召集される新しい議員による国会（特別国会）で、新しい内閣総理大臣が指名される。

衆議院から「不信任」を告げられた首相が衆議院を解散させることができるのは、衆議院が内閣を信任していなくても、主権者である国民が内閣を信任している可能性があるからである。それゆえ衆議院議員総選挙で政権与党が勝利した場合は、内閣は続投することになる。

裁判所の働き

日本の裁判所は**最高裁判所**と下級裁判所（**高等裁判所・地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所**）に分けられる。裁判は原則として3回まで審理を求めることができ（**三審制**）、通常は地方裁判所が第一審を担当し【②】、第一審の判決に不服があるときは高等裁判所に**控訴**し、さらに不服があるときは最高裁判所に**上告**できる【③】。

司法権の独立

明治憲法の時代には、裁判所は行政機関によってコントロールされており、政府にとって都合の悪い判決が出ないように裁判官を説得するような事件もあった【④】。しかし日本国憲法は裁判官の独立について「裁判官は良心に従い独立して職権を行い、憲法と法律にのみ拘束される」（76条）と規定している。けれども「実際には多くの裁判官が最高裁判所の判例に事実上束縛されており、決して独立しているわけではない」とする意見もある【⑤】。

②一部の専門的な事件は高等裁判所が、少年事件や離婚事件などは家庭裁判所が、また軽微な事件は簡易裁判所が、それぞれ第一審を担当する。

③おおむね、第一審判決に対する上訴を控訴、第二審判決に対する上訴を上告という。

但し民事訴訟で最高裁判所に上告するには憲法違反があるなどの条件を満たす必要がある。

なお裁判所の「決定・命令」に不服がある際に上訴することを**抗告**という。

④大津事件の被告を死刑にするよう大審院長の児島惟謙に働きかけた事件が有名である。

⑤また長沼ナイキ基地訴訟では平賀健太札幌地裁所長が担当裁判官に「国側の裁量を尊重して自衛隊の違憲判断を避けるべき」との手紙を送った事件（**平賀書簡事件**）もある。

8-5 日本政治のしくみと現状② <基礎編>

日本の政治はどのように行われているのだろうか？

地方自治

日本国憲法は新たに「地方自治」という章をもうけ、明治憲法のもとの中央集権体制とは違ったしくみを作った。そこには身近な問題を手がかりにして民主政治

に対する態度を着実に育てていくべきだとの考え、地方自治は「**民主主義の学校**」だという有力な考え方【①】があった。

そのために必要な原則が「地方自治の本旨」【②】である。それは地方公共団体の事務が中央政府から独立して行われるという**団体自治**と、住民によって地方自治が運営されるという**住民自治**の2つの側面からなると考えられてきた。

国政と異なり地方自治では、都道府県知事や市町村長といった首長が住民によって直接選挙される【③】。この点だけをとれば、大統領制に近い制度ともいえる。一方、住民は選挙によって都道府県議会や市町村議会の議員をも選出する。こうして選ばれた首長と議会とは、一種の抑制・均衡の関係に立ち、議会が首長の不信任決議権をもつ一方、首長は議会の決定に対する拒否権や議会の解散権をもっている。

地方自治には、こうした間接民主制に加えて直接民主制的なしくみもある。一定数の住民が賛同すれば、**条例の制定・改廃（イニシアチブ）**や、**首長や議員の解職（リコール）**などを求めることができるという、住民の**直接請求権**はその一つである。

近年、首長選挙における政党の相乗りや地方議会における無投票当選の増加、投票率の低下といったことが地方政治の沈滞を示すものとして問題になっているが、その一方で、具体的政策の是非を問う**住民投票（レファレンダム）**が各地で行われるようになった。

①フランスの政治家トックビルやイギリスの政治学者ブライスによってこのように呼ばれた。

②地方自治の基本原則（憲法第92条）

③地方議会と地方自治体の首長の任期は4年だが、住民の解職請求によって失職することがある。

コメント [n1]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p 150